

平成26年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用 審査の実施結果について

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

平成26年度の有価証券報告書レビューのうち、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の実施結果の概要は、以下のとおりである。

1. 審査対象

平成26年3月31日から平成27年3月30日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,027社）の中から、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の対象会社（360社）を抽出した。

（1）重点テーマ審査

以下の重点テーマに着目して審査対象会社を抽出した。

- 退職給付
- 企業結合及び事業分離等
- 固定資産の減損

（2）情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、審査対象会社を抽出した。

2. レビューの実施方法

（1）質問状の送付

審査対象会社に対し、重点テーマ等について、それぞれ個別に質問状を作成し、財務局等より順次送付した。なお、質問内容には、以下のような観点も反映した。

- 法令や会計基準への形式的な準拠性のみでなく、投資者にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外の関連する事項について、確認すべき点はないか
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書、内部統制報告書等）への影響はないか

（2）回答の審査

財務局等より送付した質問状は、2週間程度の期日内に回答を受け、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等を審査した。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、これらが解消

されるまで、繰り返し追加で質問を行った。

(注) なお、本レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の開示の正確性が保証されるものではない点に留意されたい。

また、虚偽記載等が疑われる事案については、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合がある。

3. レビュー結果の概要

審査対象会社については、今回の重点テーマ等に係る開示項目に関し、例えば以下のような有価証券報告書の記載が適切ではないと考えられる事例が確認された。

(1) 退職給付（当年度新たに選定したテーマ）

質問内容

退職給付の会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由
- 実施した会計処理

審査結果

退職給付の開示について、以下のような事例が確認された。

- 「企業の採用する退職給付制度の概要」に記載された制度と実際に採用している制度が一致していない事例（例えば、過年度に退職金制度の変更を行ったにもかかわらず、当該変更の内容が反映されていない事例）
- 「企業の採用する退職給付制度の概要」の記載内容と有価証券報告書における他の項目の記載内容が整合しない事例
- 「年金資産の主な内訳」において、内訳を具体的に記載しないで「その他」に含めることによって「その他」の割合が過大となっている事例や、「オルタナティブ」として記載している資産に性質やリスクの異なる重要な資産を含んでいるにもかかわらず、その旨の説明を行っていない事例
- 臨時に支払った割増退職金について、重要性があるにもかかわらず、「退職給付に関連する損益」において開示していない事例
- 退職給付信託として設定した株式のうち、みなし保有株式（純投資目的以外の目的で信託契約等に基づき議決権の行使を指図する権限等を有する株式）に該当するものについて、「コーポレート・ガバナンスの状況」において開示していない事例

留意すべき事項

退職給付の開示について、以下の点に留意されたい。

- 「企業の採用する退職給付制度の概要」においては、実際に採用している制度の内容を分かりやすく、正確に記載する必要があること（連結財務諸表規則第15条の8第1項第1号、第15条の8の2、財務諸表等規則第8条の13第

1項第1号、第8条の13の2第1項第1号等)

- 「年金資産の主な内訳」においては、その資産の内容が明瞭になるように、適切に区分して記載する必要があること（連結財務諸表規則第15条の8第1項第8号イ、連結財務諸表規則ガイドライン15の8⑦(1)、財務諸表等規則第8条の13第1項第6号イ、財務諸表等規則ガイドライン8の13⑤(1)等)
- 「退職給付に関連する損益」において記載すべき事項には、会計基準変更時差異の費用処理額や臨時に支払った割増退職金等が含まれること（連結財務諸表規則第15条の8第1項第5号、連結財務諸表規則ガイドライン15の8④(2)、財務諸表等規則第8条の13第1項第5号、財務諸表等規則ガイドライン8の13④(2)）
- 退職給付信託に含まれるみなし保有株式については、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、その銘柄や株式数等を開示する必要があること（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)

(2) 企業結合及び事業分離等（昨年度から継続して選定しているテーマ）

ア. 企業結合等の会計処理及び開示

質問内容

企業結合等の会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 企業結合等の概要
- 実施した会計処理

審査結果

企業結合等の開示について、以下のような事例が確認された。

(昨年度においても確認された事例)

- 企業結合等の注記を全く行っていない事例
- 取得原価の配分が完了せず、のれん等の金額が確定していない場合において、暫定的な会計処理を行っている旨の記載はあるものの、配分が完了していない具体的な理由の記載がない事例
- のれん及び負ののれんの発生原因を全く記載していない事例
- 企業結合が期首に完了したと仮定したときの連結損益計算書に及ぼす影響の概算額について、算定が困難と認められる特段の事情がないにもかかわらず、記載していない事例

(当年度新たに確認された事例)

- 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳を記載していない事例

留意すべき事項

企業結合等の開示について、以下の点に留意されたい。

- 企業結合が行われた年度においては、企業結合等の概要等を法令に従って具体的に記載する必要があること（連結財務諸表規則第15条の12、財務諸表等規則第8条の17等）
- 株式の取得により新たに連結子会社となった会社がある場合には、連結キャ

キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、当該会社の資産及び負債の主な内訳を記載する必要があること（連結財務諸表規則第 90 条第 1 項第 2 号）

- 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受けを行った場合には、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、当該事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳を記載する必要があること（連結財務諸表規則第 90 条第 1 項第 4 号）

イ. 事業分離等の会計処理及び開示

質問内容

事業分離等の会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 事業分離等の概要
- 実施した会計処理

審査結果

事業分離等の開示について、以下のような事例が確認された。

（昨年度においても確認された事例）

- 事業分離等の注記を全く行っていない事例

（当年度新たに確認された事例）

- 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡を行ったことにより減少した資産及び負債の内訳を記載していない事例

留意すべき事項

事業分離等の開示について、以下の点に留意されたい。

- 事業分離等を行った年度においては、事業分離等の概要等を法令に従って具体的に記載する必要があること（連結財務諸表規則第 15 条の 16、第 15 条の 17、財務諸表等規則第 8 条の 23 等）
- 株式の売却により連結子会社でなくなった会社がある場合には、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、当該会社の資産及び負債の主な内訳を記載する必要があること（連結財務諸表規則第 90 条第 1 項第 3 号）
- 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡を行った場合には、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項において、当該事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳を記載する必要があること（連結財務諸表規則第 90 条第 1 項第 4 号）

(3) 固定資産の減損（昨年度から継続して選定しているテーマ）

ア. 固定資産の減損に係る会計処理

質問内容

固定資産の減損に係る会計処理が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- グループिंगの方法

- 減損の兆候の有無の判断方法
- 減損損失の認識の要否の判断方法（将来キャッシュ・フローの見積方法を含む）
- 減損損失の測定方法

審査結果

固定資産の減損に係る会計処理について、以下のような事例が確認された。

（昨年度においても確認された事例）

- 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている等、減損の兆候について慎重な検討を要する状況にあるにもかかわらず、企業独自に設定した基準によって検討しただけで、十分な検討を行わないまま減損の兆候が無いものと判断し、その後の検討を省略している事例
- 減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、将来の大幅な損益改善を見込んでいるものの、その根拠が十分に説明されない事例

（当年度新たに確認された事例）

- 減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連するキャッシュ・アウト・フローが考慮されていない事例
- 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている事例

留意すべき事項

減損の要否の判断について、以下の点に留意されたい。

- 資産又は資産グループの減損の兆候については、企業内部の情報（損益報告等）及び企業外部の情報（市場価格等）に基づき、適切に識別する必要があること（「固定資産の減損に係る会計基準」二1等参照）
- 将来キャッシュ・フローは、企業の固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要があること（「固定資産の減損に係る会計基準」二4.（1））
- 将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連するキャッシュ・アウト・フローを考慮して見積る必要があること（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第38項（2））
- 使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要があること（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第43項）

イ. 減損損失の開示

質問内容

減損損失の開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 減損損失を認識した資産の内容
- 回収可能価額（正味売却価額又は使用価値）の算定方法

審査結果

減損損失の開示について、以下のような事例が確認された。

(昨年度においても確認された事例)

- 回収可能価額（正味売却価額又は使用価値）の算定方法の記載が十分でなく、計上した減損損失の金額の根拠が読み取れない事例
- 減損損失を認識した固定資産の内容（用途、種類、場所など）をはじめ、会計基準に定められた注記の一部について記載を行っていない事例

留意すべき事項

減損損失を認識した場合には、減損損失の内容を明瞭に注記する必要があることに留意されたい(連結財務諸表規則第 63 条の 2、財務諸表等規則第 95 条の 3 の 2)。

(4) その他（当年度のテーマ以外で確認された事項）

ア. 重要性の判断

質問内容

重要性の判断が適切になされているかについて確認するため、重要性が乏しいことを理由として記載を省略した事項がある場合、重要性の判断基準を質問した。

審査結果

重要性の判断について、以下のような事例が確認された。

(昨年度においても確認された事例)

- 質的重要性（当該事項の性質等）について全く考慮していない事例
- 金額的重要性について単一の指標のみ（例えば、総資産に対する比率のみ）を検討し、その他の指標について検討していない事例

留意すべき事項

重要性が乏しいことを理由として記載を省略する場合には、重要性の有無について、慎重かつ総合的に検討すべきことに留意されたい（「企業会計原則注解」注 1、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 35 項等）。

イ. 特別損失の開示

質問内容

特別損失の開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 特別損失の内容及び金額
- 特別損失として計上した理由

審査結果

特別損失の開示について、以下のような事例が確認された。

(昨年度においても確認された事例)

- 事業整理損失や事業構造改善費用といった抽象的な科目名によって掲記しているにもかかわらず、その内容を示すために必要な注記を行っていない事例
- 上記のような抽象的な科目名で計上している損失の中に、減損損失など会計基準等によって内容を開示することが求められている損失を含んでいるにも

かかわらず、開示を行っていない事例

留意すべき事項

特別損失の開示について、以下の点に留意されたい。

- 特別損失について、損益計算書上の科目名によるだけではその発生原因又は性格を示すことが困難な場合、注記によって示す必要があること（連結財務諸表規則第 63 条、連結財務諸表規則ガイドライン 62、財務諸表等規則第 95 条の 3、財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2 ②）
- 特別損失の内容について、会計基準等で求められている注記のほかに追加して注記すべきかどうかは、損益計算書における計上科目名等によって判断するのではなく、当該損失の実質的な内容に応じて判断すること

ウ. 金融商品の会計処理及び開示

質問内容

保有している金融商品（デリバティブ取引を含む）が適切に評価され、必要な事項が開示されているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 保有している金融商品の内容
- 実在性及び評価の妥当性の確認方法
- 減損処理が行われている場合、当該減損処理額の内容

審査結果

保有している金融商品（デリバティブ取引を含む）の内容、リスク、時価等の開示について、以下のような事例が確認された。

（昨年度においても確認された事例）

- 重要性のある金融商品について、注記対象から除外している事例
- 為替予約取引等の時価として、為替予約等により生じる債権又は債務の時価ではなく、為替予約等の契約額の評価額を記載している事例

留意すべき事項

金融商品の開示について、以下の点に留意されたい。

- 保有している金融商品の状況及び時価に関する事項を法令に従って具体的に記載する必要があること（連結財務諸表規則第 15 条の 5 の 2、財務諸表等規則第 8 条の 6 の 2）
- デリバティブ取引に関する注記において、デリバティブ取引の時価は、取引により生じる債権又は債務の時価を記載することとなっており、為替予約取引等の時価として記載すべき金額は、為替予約等の契約額の評価額ではないこと（連結財務諸表規則第 2 条第 34 号、第 15 条の 7、及び財務諸表等規則第 8 条第 41 項、第 8 条の 8）

エ. 偶発債務（引当金の計上を含む）

質問内容

偶発債務の認識及び引当金の計上が適切に行われているかについて確認するため、以下の事項を質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- 偶発債務の内容
- 引当金の計上基準及び計算方法

審査結果

引当金の計上について、以下のような事例が確認された。

(昨年度においても確認された事例)

- 引当金の設定対象とした将来の費用・損失の内容について記載が十分でない事例（例えば、固定資産の除却に関する引当金について、減価償却費や減損損失として認識すべき額と、当該引当金で認識する損失の範囲の違いを明瞭に記載していない事例）
- 当期に引当金を計上することの根拠について記載が十分でない事例（例えば、将来の事象（災害等）への対策に関する引当金について、将来ではなく当期の費用として認識する根拠を明瞭に記載していない事例）

留意すべき事項

引当金の計上に当たっては、各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を明瞭に記載する必要があることに留意されたい（連結財務諸表規則第13条第5項第3号、連結財務諸表規則ガイドライン13-5、財務諸表等規則第8条の2第6号、財務諸表等規則ガイドライン8の2-6）。

以 上